

検定時報

令和 5 年 3 月

目次



検定・受託評価等関連の改正等…………… 1

I S O 国際会議報告（令和 4 年）…………… 25

（別冊）

- ・型式承認状況（令和 4 年）…………… 1
- ・型式変更承認状況（令和 4 年）…………… 4
- ・品質評価型式評価適合状況（令和 4 年）…………… 6
- ・品質評価型式変更評価適合状況（令和 4 年）…………… 12
- ・認定評価型式評価適合状況（令和 4 年）…………… 12
- ・認定評価型式変更評価適合状況（令和 4 年）…………… 14
- ・特定機器評価型式評価適合状況（令和 4 年）…………… 14
- ・特定機器評価型式変更評価適合状況（令和 4 年）…………… 15

| | |
|--|----|
| 検定・受託評価等関連の改正等 | 1 |
| ・ 火災報知設備の感知器及び発信機の検定細則の一部を改正する規程（令和4年7月） | 3 |
| ・ 住宅用防災警報器の検定細則の一部を改正する規程（令和4年7月） | 11 |
| ・ 中継器の検定細則の一部を改正する規程（令和4年7月） | 19 |
| ・ 受信機の検定細則の一部を改正する規程（令和4年7月） | 23 |
| ISO国際会議報告（令和4年） | 25 |
| 10月 ISO/TC21/SC3 国際会議報告（キプロス） | 27 |

（協会からのお願い）

（別冊）

| | |
|--------------------------|----|
| ・ 型式承認状況（令和4年） | 1 |
| ・ 型式変更承認状況（令和4年） | 4 |
| ・ 品質評価型式評価適合状況（令和4年） | 6 |
| ・ 品質評価型式変更評価適合状況（令和4年） | 12 |
| ・ 認定評価型式評価適合状況（令和4年） | 12 |
| ・ 認定評価型式変更評価適合状況（令和4年） | 14 |
| ・ 特定機器評価型式評価適合状況（令和4年） | 14 |
| ・ 特定機器評価型式変更評価適合状況（令和4年） | 15 |

（協会からのお願い）

検定・受託評価等関連の改正等

火災報知設備の感知器及び発信機の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

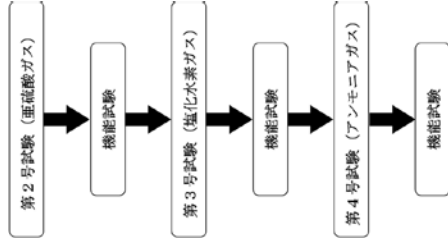
令和4年7月25日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

火災報知設備の感知器及び発信機の検定細則の一部を改正する規程

火災報知設備の感知器及び発信機の検定細則（昭和60年10月1日）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる下線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第1章 規格の運用方針</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1～第23 (略)</p> <p>第24 腐食試験 (第22条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 亜硫酸ガス等の腐食試験は、次による。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>各腐食試験後の機能試験は、試験後外面に付着した水滴を拭き取り、相对湿度85%を超えない室温に1日以上4日間を限度として放置して自然乾燥させた後に行う。</u></p> <p>(4) アドレス等の設定変更を要するものにあつては、試験後設定を変更して機能を確認する。</p> <p>(5) <u>耐酸型及び耐アルカリ型の性能を併せもつものにあつては、次に示す手順により、腐食試験を行うものとする。</u></p> | <p>第1章 規格の運用方針</p> <p>第1節 総 則</p> <p>第1～第23 (略)</p> <p>第24 腐食試験 (第22条関係)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 亜硫酸ガス等の腐食試験は、次による。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>各項目とも、試験後外面に付着した水滴を拭き取り、相对湿度85%を超えない室温に1日以上4日間を限度として放置して自然乾燥させた後に、機能試験を行う。</u></p> <p>(4) アドレス等の設定変更を要するものにあつては、試験後設定を変更して機能を確認する。</p> |



第3章 型式適合検定の方法等

第1節 通則

第1 (略)

第2 データ審査型式適合検定を行う型式の要件

立会型式適合検定からデータ審査型式適合検定へ変更することができる型式は、次に掲げる型式とする。

(1) 最終検査工程前までの製造工程において、すべての製品について次に掲げる検査項目(イは警報機能付感知器に限る。)に応じ、当該検査項目に掲げる測定を、申請者の責任で測定機器等を用いて行う型式

ア 感度 作動時間、作動点その他の感度に係る測定(設定又は調整を含む。)

イ 感知後の火災警報の作動 音圧、火災警報作動の有無その他の

第3章 型式適合検定の方法等

第1節 通則

第1 (略)

第2 データ審査型式適合検定を行う型式の要件

立会型式適合検定からデータ審査型式適合検定へ変更することができる型式は、次に掲げる型式とする。

(1) 最終検査工程前までの製造工程において、すべての製品について作動時間、作動点その他感度に係る測定(設定又は調整を含む。)を、申請者の責任で測定機器等を用いて行う型式

| | |
|--|--|
| <p><u>火災警報の作動に係る測定（設定又は調整を含む。）</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 「<u>火災警報の作動に係る測定</u>」とは、次のいずれかの方法により全数検査を行っているものをいう。</p> <p>ア <u>スピーカー、アンプ及び音声合成IC等の音源について規格に定める音圧測定による検査又はこれと同等の検査を行っているもの</u></p> <p>イ <u>スピーカー、アンプ及び音声合成IC等の音源のいずれかについて火災警報作動の有無の検査又はこれと同等の検査を行っているもの及び申請者が定める方法により音圧測定を行っているもの（音圧測定にあっては、完成品の状態を含む。）</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 前(1)の測定結果が規格に適合することを確実に記録している製造工程を有する型式（感知後の火災警報の作動については、その測定結果に加え、他の社内検査の結果を含めて規格に適合することを確実に記録している型式を含む。）</p> <p>(6) ～(9) (略)</p> <p>(10) 次の管理方法、手順等に関する事項が確立している型式ア～カ (略)</p> <p>キ (1)、(5)、(8)、(9)及び(10)アからカまでに係る品質を確保する管理体制変更に伴う届出及びその書類の管理</p> <p>(11) (略)</p> <p>第3～第8 (略)</p> <p>第9 立会型式適合検定における検査項目及び検査の手順等</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 検査の方法</p> <p>検査の方法は、規格及び第1章の規格の運用方針に定めるところに</p> | <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前(1)の測定結果が規格に適合することを確実に記録している製造工程を有する型式</p> <p>(5) ～(8) (略)</p> <p>(9) 次の管理方法、手順等に関する事項が確立している型式ア～カ (略)</p> <p>キ (1)、(4)、(7)、(8)及び(9)アからカまでに係る品質を確保する管理体制変更に伴う届出及びその書類の管理</p> <p>(10) (略)</p> <p>第3～第8 (略)</p> <p>第9 立会型式適合検定における検査項目及び検査の手順等</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 検査の方法</p> <p>検査の方法は、規格及び第1章の規格の運用方針に定めるところに</p> |
|--|--|

よるほか、次のとおりとする。

(1)～(14) (略)

(15)構造検査は、原則として、次に掲げる事項において、承認された部品と相違ないことを目視により行うこと。ただし、検定員が必要と認める場合にあっては、部品が特定できる製造等に係る記録を確認することにより行うことができる。

ア CPU、オペアンプ等火災判断に係る半導体部品の部品照合
(軽微変更届により変更した部品を含む。)

イ 感熱部又は検知部（防虫網、ラビリンズ等）の形状

ウ 部品の取り付け状況

(16) (略)

第10～第14 (略)

第15 データ審査型式適合検定の方法等

1 (略)

2 データ審査型式適合検定の調査及び確認

(1) 協会は、次に掲げる事項についての調査を原則として1年以内
1回以上受検場所において行う。

ア 本章第2. 1 (8)に定める事項（変更された場合を含む。）につ
いて実施状況

イ～エ (略)

(2)～(6) (略)

第16及び第17 (略)

第4章 雑則

第1及び第2 (略)

第3 規程第12条第2項の検定細則に指定する検査内容は、承認され
た型式と形状等の相違を検出することができる技術的な方法とし、検

よるほか、次のとおりとする。

(1)～(14) (略)

(15) (略)

第10～第14 (略)

第15 データ審査型式適合検定の方法等

1 (略)

2 データ審査型式適合検定の調査及び確認

(1) 協会は、次に掲げる事項についての調査を原則として1年以内
1回以上受検場所において行う。

ア 本章第2. 1 (7)に定める事項（変更された場合を含む。）につ
いて実施状況

イ～エ (略)

(2)～(6) (略)

第16及び第17 (略)

第4章 雑則

第1及び第2 (略)

定員は必要に応じて当該方法による検査の実施状況を確認すること
ができるものとする。

別記様式第1号 (第3章第1節第5関係)

型式適合検定方式変更届

日本消防検定協会 様

年 月 日

申請者
住 所
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)
電話番号

1 種 別 (2以上の型式番号について届出のときには、適当な一様表とす
ること。)

2 型 式

3 受検場所

記

| | |
|------------------------|-------|
| 品質管理方法の変更・立会型式適合検定への変更 | |
| 変更内容 | 旧 |
| | 新 |
| 変更の理由 | |
| 変更予定日 | 年 月 日 |

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

別記様式第1号 (第3章第1節第5関係)

型式適合検定方式変更届

日本消防検定協会 様

年 月 日

申請者
住 所
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)
電話番号

1 種 別 (2以上の型式番号について届出のときには、適当な一様表とす
ること。)

2 型 式

3 受検場所

記

| | |
|------------------------|-------|
| 品質管理方法の変更・立会型式適合検定への変更 | |
| 変更内容 | 旧 |
| | 新 |
| 変更の理由 | |
| 変更予定日 | 年 月 日 |

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

附 則 (令和4年7月25日)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。ただし、改正後の第4章第3の規定は、令和4年10月1日から施行する。

住宅用防災警報器の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月25日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

住宅用防災警報器の検定細則の一部を改正する規程

住宅用防災警報器の検定細則（平成26年3月17日）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる下線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1章 規格の運用方針</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 構造及び機能（規格第3条関係）</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 住警器の取付け方法による影響（規格第3条第8号及び第9号関係）</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3)「45度傾斜させた場合」とは、天井設置状態及び壁面設置状態のそれぞれの状態から45度まで傾斜させることをいい、また、「機能に異常を生じない」とは、規格第6条、規格第7条、規格第7条の2又は規格に規定する試験（以下第1章第4.3、同章第4.7及び同章第4.9から同章第4.11までにおいて「感度試験」という。）に適合することをいう。</p> <p>9～17 (略)</p> | <p>第1章 規格の運用方針</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 構造及び機能（規格第3条関係）</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 住警器の取付け方法による影響（規格第3条第8号及び第9号関係）</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3)「45度傾斜させた場合」とは、天井設置状態及び壁面設置状態のそれぞれの状態から45度まで傾斜させることをいい、また、「機能に異常を生じない」とは、規格第6条、規格第7条又は規格に規定する試験（以下第1章第4.3、同章第4.7及び同章第4.9から同章第4.11までにおいて「感度試験」という。）に適合することをいう。</p> <p>9～17 (略)</p> |

第3～第6 (略)

第2章 型式試験の方法
第1 型式試験における試料等

- 1 (略)
- 2 設計図については、規程に定めるほか、次に掲げる図書が含まれるものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 回路動作説明書

了 回路動作概要（附属装置の形状等（住警器の形状等（附属装置の機能を含む。）が通常の使用方法と試験方法で異なる場合は、それぞれの方法による形状等の説明を含む。）

イ 各回路の説明

- (3)～(7) (略)

3 (略)

第2～第6 (略)

第3章 型式適合検査の方法等

第1節 通則

第1～第4 (略)

第5 立会型式適合検査方式への変更等

- 1 (略)
- 2 型式適合検査申請者は、前1の変更をしようとする場合、型式適合検査方式変更届（別記様式第1）に未処理状況説明細書を添えて、協会に提出するものとする。
- 3 型式適合検査申請者は、データ審査品質管理方法書の記載事項を変更しようとする場合、型式適合検査方式変更届（別記様式第1

第3～第6 (略)

第2章 型式試験の方法
第1 型式試験における試料等

- 1 (略)
- 2 設計図については、規程に定めるほか、次に掲げる図書が含まれるものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 回路動作説明書（回路動作概要・各回路の説明）

- (3)～(7) (略)

3 (略)

第2～第6 (略)

第3章 型式適合検査の方法等

第1節 通則

第1～第4 (略)

第5 立会型式適合検査方式への変更等

- 1 (略)
- 2 型式適合検査申請者は、前1の変更をしようとする場合、型式適合検査方式変更届（細則別記様式第1）に未処理状況説明細書を添えて、協会に提出するものとする。
- 3 型式適合検査申請者は、データ審査品質管理方法書の記載事項を変更しようとする場合、型式適合検査方式変更届（細則別記様式第

号)に変更された事項に係るデータ審査品質管理方法を添えて、協会に提出するものとする。

4 (略)

第2節 立会型式適合検定

第6～第8 (略)

第9 立会型式適合検定における検査項目及び検査の手順等

通常検査及び少数検査における検査項目は、次表のとおりとする。

| 検査項目 種 別 | 通常検査 | 少数検査 |
|------------------------------|-----------|--|
| イオン化式住警器 光電式住警器 定温式住警器 | 感度 (作動試験) | ① 絶縁抵抗及び絶縁耐力 ② 火災警報音の音圧 ③ 火災警報停止 ④ 電池切れ警報 ⑤ 不作為試験 ⑥ 気流・外光試験 (定温式住警器を除く。) ⑦ 消費電流測定 (電池を使用するものに限る。) ⑧ 自動試験機能 ⑨ 火災連動 ⑩ 付属装置 ⑪ 構造 (a) 部品照合等 (b) 部品取付状況等 ⑫ 外觀・表示 |

(1) (略)

(2) 絶縁抵抗及び絶縁耐力、火災警報音の音圧、火災警報停止、電池切れ警報、不作為試験、気流・外光試験、消費電流測定、自動試験機能及び火災連動の検査項目の試料の大きさは、適用する抜取表のロットの大きさに応じた少数検査第2欠点の不合格判定数を

1号)に変更された事項に係るデータ審査品質管理方法を添えて、協会に提出するものとする。

4 (略)

第2節 立会型式適合検定

第6～第8 (略)

第9 立会型式適合検定における検査項目及び検査の手順等

通常検査及び少数検査における検査項目は、次表のとおりとする。

| 検査項目 種 別 | 通常検査 | 少数検査 |
|------------------------------|-----------|---|
| イオン化式住警器 光電式住警器 定温式住警器 | 感度 (作動試験) | ① 絶縁抵抗及び絶縁耐力 ② 火災警報音 ③ 火災警報停止 ④ 電池切れ警報 ⑤ 不作為試験 ⑥ 気流・外光試験 (定温式住警器を除く。) ⑦ 消費電流測定 (電池を使用するものに限る。) ⑧ 自動試験機能 ⑨ 火災連動 ⑩ 付属装置 ⑪ 構造 (a) 部品照合等 (b) 部品取付状況等 ⑫ 外觀・表示 |

(1) (略)

(2) 絶縁抵抗及び絶縁耐力、火災警報音圧、火災警報停止、電池切れ警報、不作為試験、気流・外光試験、消費電流測定、自動試験機能及び火災連動の検査項目の試料の大きさは、適用する抜取表のロットの大きさに応じた少数検査第2欠点の不合格判定数を超

を超える数とする。

(3)～(7) (略)

2 検査の方法

(1)～(5) (略)

(6) 構造検査は、原則として、次に掲げる事項において、承認された部品と相違ないことを目視により行うこと。ただし、検定員が必要と認める場合にあっては、部品が特定できる製造等に係る記録を
確認することにより行うことができる。

ア～ウ (略)

(表 略)

第10～第14 (略)

第15 データ審査型式適合検定の方法等

1 (略)

2 データ審査型式適合検定の調査及び確認

(1) 協会は、次に掲げる事項についての調査を原則として1年以内に1回以上受検場所において行う。

ア 本章第2. 1 (8)に定める事項 (変更された場合を含む。) に
ついての実施状況

イ～エ (略)

(2)～(6) (略)

第16及び第17 (略)

第4章 雑則

第1及び第2 (略)

第3 規程第1. 2条第2項の検定細則に指定する検査内容とは、承認された型式と形状等の相違を検出することができる技術的な方法とし、検定員は必要に応じて当該方法による検査の実施状況を確認す

える数とする。

(3)～(7) (略)

2 検査の方法

(1)～(5) (略)

(6) 原則として、立会型式適合検定における構造検査は、次に掲げる事項を確認する。

ア～ウ (略)

(表 略)

第10～第14 (略)

第15 データ審査型式適合検定の方法等

1 (略)

2 データ審査型式適合検定の調査及び確認

(1) 協会は、次に掲げる事項についての調査を原則として1年以内に1回以上受検場所において行う。

ア 本章第2. 1 (5)に定める事項 (変更された場合を含む。) に
ついての実施状況

イ～エ (略)

(2)～(6) (略)

第16及び第17 (略)

第4章 雑則

第1及び第2 (略)

ることができるものとする。

別記様式第 1 号 (第 3 章第 1 節第 5 関係)

型式適合検定方式変更届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者
住 所
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)
電話番号

1 種 別 } (2以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とす
2 型 式 } ること。)

3 受検場所 記

| 品質管理方法の変更・立会型式適合検定への変更 | |
|------------------------|-------|
| 変更内容 | 旧 |
| | 新 |
| 変更の理由 | |
| 変更予定日 | 年 月 日 |

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

別記様式第 1 号 (第 3 章第 1 節第 5 関係)

型式適合検定方式変更届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者
住 所
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)
電話番号

1 種 別 } (2以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とす
2 型 式 } ること。)

3 受検場所 記

| 品質管理方法の変更・立会型式適合検定への変更 | |
|------------------------|-------|
| 変更内容 | 旧 |
| | 新 |
| 変更の理由 | |
| 変更予定日 | 年 月 日 |

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

附 則（令和4年7月25日）
この規程は、令和4年8月1日から施行する。ただし、改正後の第4章第3の規定は、令和4年10月1日から施行する。

中継器の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月25日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

中継器の検定細則の一部を改正する規程

中継器の検定細則（昭和60年10月1日）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第3章 型式適合検定の方法等 第1～第3 (略) 第4 検査項目及び検査の手順等 1～2 (略) 3 検査の方法 検査の方法は、規格及び第1章の規格の運用方針に定めるところによりほか、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 構造検査における部品の照合は、承認された部品と相違ないことを目標により行う。ただし、検定員が必要と認める場合にあつては、部品が特定できる製造等に係る記録を確認することにより行うことができる。</u> 第5～第8 (略) 第9 雑則 1～4 (略) 5. 検定業務規程第12条第2項の検定細則に指定する検査内容と</p> | <p>第3章 型式適合検定の方法等 第1～第3 (略) 第4 検査項目及び検査の手順等 1～2 (略) 3 検査の方法 検査の方法は、規格及び第1章の規格の運用方針に定めるところによりほか、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) 第5～第8 (略) 第9 雑則 1～4 (略)</p> |

は、承認された型式と形状等の相違を検出することができる技術的な方法とし、検定員は必要に応じて当該方法による検査の実施状況を確認することができるものとする。

附 則 (令和 4 年 7 月 2 5 日)

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 3 章第 9、5 の規定は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

受信機の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年7月25日

日本消防検定協会
理事長 市橋 保彦

受信機の検定細則の一部を改正する規程

受信機の検定細則（昭和60年10月1日）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第3章 型式適合検定の方法等 第1～第3 (略) 第4 検査項目及び検査の手順等 1 及び2 (略) 3 検査の方法 検査の方法は、規格及び第1章の規格の運用方針に定めるところによるほか、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 構造検査における部品の照合は、承認された部品と相違ないことを目視により行う。ただし、検定員が必要と認める場合にあつては、部品が特定できる製造等に係る記録を確認することにより行うことができる。</u> 第5～第8 (略) 第9 雑則 1～4 (略) 5. 検定業務規程第12条第2項の検定細則に指定する検査内容と</p> | <p>第3章 型式適合検定の方法等 第1～第3 (略) 第4 検査項目及び検査の手順等 1 及び2 (略) 3 検査の方法 検査の方法は、規格及び第1章の規格の運用方針に定めるところによるほか、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 第5～第8 (略) 第9 雑則 1～4 (略)</p> |

は、承認された型式と形状等の相違を検出することができる技術的な方法とし、検定員は必要に応じて当該方法による検査の実施状況を確認することができるものとする。

附 則（令和4年7月25日）

この規程は、令和4年8月1日から施行する。ただし、改正後の第3章第9、5の規定は、令和4年10月1日から施行する。

I S O 国際会議報告

ISO/TC21/SC3 国際会議報告

SC3国内委員長
阿部 仁一

1. はじめに

第43回 ISO/TC21/SC3（火災感知及び警報システム）ゲルマソゲイア（キプロス）国際会議が2022年10月に開催された。通常毎年開催される国際会議だが、新型コロナウイルス感染防止のため2020年は中止、2021年はWEB会議のみの開催となっている。今回の会議は、対面とWEBの両方を用いたハイブリット会議であった。キプロスでの会議は、キプロス規格協会及びFirePro（現地企業）の招待で2021年に予定されていたが、延期となっていた。

同じ週に、TC21（消防器具）総会及びSC3内の作業部会であるWG3（煙式住警器）の会議も開催されている。

2. 場所

会議はキプロス ゲルマソゲイア市内のアトランティカ・ミラマー・ビーチホテルで行われた。

3. 日時

2022年10月26日(水) 9:00~12:30

4. 出席者（日本）

永田 WG3主査（能美防災（株））

マント氏（通訳）

阿部 SC3国内委員長（ニッタン（株））

5. 参加国

オーストラリア、イギリス、アメリカ、ドイツ、カナダ、中国、韓国、キプロス、日本 計9ヵ国（21名）

6. 会議内容

会議は議事次第に従い、次のとおり行われた。

(1) 事務局/委員長報告

委員会マネージャKylie Schumacher氏よりSC3の最近の状況について報告があった。

参加メンバ（P-member）及びオブザーバー（o-member）に増減がないことが伝えられた。

また、各WGの活動状況が表-1のとおり報告された。

(2) WG1（試験火災）報告

阿部より、ISO/TR（技術報告書）

7240-9（試験火災）が2022年4月に発行され、WG1の業務が完了したことを報告した。

決議事項350 ISO 7240-9の発行を受けて、委員会は阿部仁一に感謝するとともに、WG1の解散を決議する。

(3) WG3（煙式住警器）報告

Chris Orr氏より、現在の煙式住警器の規格ISO 12239に、熱とCOセンサの機能を加え、熱住警器及びマルチセンサ住警器も対象とするよう改訂したいとの提案があった。CO警報器としては中毒防止の目的で、既にISO、UL及びBSとして規格化されているため、これらを確認することが求められた。適用範囲の拡張についても取り上げられたが、一旦現状のまま進めることとしている。

決議事項351 WG3のコンビーナは、既存のISO、EN及び該当する場合は国家規格を考慮し、マルチセンサと熱感知器の機能を含めるISO 12239の改訂のための提案を委員会内投票用に作成する。

(4) WG5（計画及び設置）報告

Keith Shinn氏（SC3国際委員長を兼任）より、EN TS（欧州規格 技術仕様書）54-14の最終ドラフトが完成したため、改訂作業を開始したいとの報告があった。この規格はISO 7240-14（設計、設置、性能検証及び保守）に相当する欧州規格で、EN規格の改訂を待って、これまで予備段階にあった。

予備段階の期限があと1年あるとのことで、来年までには作業を開始することとなった。

(5) WG6（煙感知器）報告

Bernard Lалуvein氏より、ISO/DIS 7240-7（煙感知器）の状況について報告された。投票結果としては承認されたが、編集上（誤記等）のコメントが寄せられたため、11月中に修正して発行する予定とのこと。また、ISO 7240-27改訂のプロジェクトが期限切れで中止されたため、新たなプロジェクトのための委員会内投票が行われ、CD段階からの開始が承認されていることが報告された。

(6) WG17（光電分離）報告

Keith Shinn氏より、ISO 7240-12（光電式分離型感知器）が2022年6月に発行され、WGの作業が終了したことが報告された。

決議事項352 ISO 7240-12の発行を受けて、委員会はKeith Shinn氏に感謝するとともに、WG17の解散を決議する。

(7) WG24（ビデオ火災感知器）報告

Scott Lang氏より、ISO 7240-29（ビデオ火災感知器）の改訂プロジェクトについて報告された。2022年9月に委員会草案（CD）へのコメントを求める投票があり、多くのコメントが寄せられ、11月に開催される国際WEB会議で対応を協議するとのことであった。今回の改訂で技術仕様書（TS）から国際規格（IS）

表－1 活動状況 (N1241 ISO/TC21/SC3事務局報告 (2022年9月13日作成) より抜粋)

| WG | コンビーナ (議長) | 担当する文書 | 文書名 | 段階 |
|----|--|-----------------|--|------------------------|
| 1 | 阿部 仁一 (日本) 期限：2024年末 | ISO TR 7240-9 | 火災感知及び警報システム—第9部：火災感知器用試験火災 | 発行段階 (発行済み) |
| 3 | Chris Orr (オーストラリア) 期限：2024年末 | | (筆者補足：煙式住警器を担当するWG。2021年のSC3 WEB国際会議で、熱、COセンサを含むマルチセンサ警報器の作業項目をWG3が準備することを決議。) | 2022年 10月25日に 会議 |
| 5 | Keith Shinn (オーストラリア) 期限：2022年末 | ISO 7240-14 | 火災感知及び警報システム—第14部：建物及びその周辺の火災感知及び警報システムの設計、設置、性能検証及び保守 | 予備段階 (PWI) |
| 6 | Bernard Laluevein (イギリス) 期限：2024年末 | ISO 7240-7:2018 | 火災感知及び警報システム—第7部：散乱光、減光又はイオン化式スポット型煙感知器 | 照会段階 (DIS) |
| | | ISO 7240-27 | 火災感知及び警報システム—第27部：一酸化炭素センサと、オプションとして1以上の熱センサを組み合わせた煙センサ式スポット型火災感知器 | 提案段階 (NP) |
| 15 | Keith Shinn (オーストラリア) 期限：2022年末 | | (筆者補足：音響設備及び警報装置を担当するWG。2020年3月に7240-3 (音響警報装置) 第2版が発行され、2021年9月に7240-24 (火災警報ラウドスピーカ) の定期見直しを終了している。) | |
| 17 | Keith Shinn (オーストラリア) 期限：2022年末 | ISO 7240-12 | 火災感知及び警報システム—第12部：光電式分離型煙感知器 | 発行段階 (発行済み) |
| 24 | Scott Lang (アメリカ) 期限：2024年末 | ISO 7240-29 | 火災感知及び警報システム—第29部：ビデオ火災感知器 | 委員会段階 (CD) |
| | | ISO DTS 7240-30 | 火災感知及び警報システム—第30部：ビデオ火災感知器の設置要求事項 | 発行段階 (発行済み) |
| 27 | Stefan Brügger 期限：2022年末 | ISO 7240-31 | 火災感知及び警報システム—第31部：再成型感知線型熱感知器 | 発行前校正中 (PRF) |
| | | ISO 7240-32 | 火災感知及び警報システム—第32部：非再成型感知線型熱感知器 | 提案段階 (NP) |

にすることが目的の一つであったが、十分に詰められていない箇所があり、TSとすることが妥当との意見もあったが、最終的にはDIS投票で判断されることが確認された。

次の作業項目としてサーマルイメージ火災感知器が上げられたが、ビデオ火災感知器の専門家で構成されるWGで扱うには検出原理が違うことや、既にフランスやドイツでは規格化されていることが

上げられ、担当するWGについてはSC3で検討されることとなった。しかし、Scott Lang氏が新業務項目提案 (NWIP) を用意することが決議されている。

決議事項353 WG24のコンビーナは、サーマルイメージ火災感知に対応する新規格のNWIPを作成する。

(8) WG27 (感知線型熱感知器) 報告

Stefan Brügger氏は出席していないため、国際委員長により報告書が代読され

た。

ISO 7240-31（再用型感知線型熱感知器）は2022年9月に発行された。一方ISO 7240-32（非再用型感知線型熱感知器）は期限切れでプロジェクトは中止された。2022年7月に締め切られた新業務項目提案(NWIP)投票で作業原案(WD)からプロジェクトを開始することが承認されている。

(9) ISO/TC92/SC 4（火災安全工学） リエゾン報告

Slava Shargorodsky氏より、提出されている報告書が紹介された。

ISO 20710-1:2022（火災安全工学－能動的防火システム－第1部：一般原則）が発行されたことが報告されている。

(10) CEN/TC72（火災感知及び火災警報システム）リエゾン報告

Keith Shinn氏より、欧州での規格開発についての報告があった。建設資材規制(CPR)で適用される整合規格にする作業はいまだに進んでおらず、古い規格が参照され続けているとのことである。

(11) EURALARMリエゾン報告

Christian Lais氏より、CEN/TC72リエゾン報告と同じように、EN規格の直面している問題について報告があった。現状、官報に掲載されCEマーク取得のために適用される古いEN規格と、顧客から要求される最新EN規格への適合が求められているとのことである。

(12) 委員会での合意を必要とする案件

以下のコンビーナの任期について3年延長することが合意された。

・WG5、WG13及びWG15コンビーナ

Keith Shinn氏

・WG27コンビーナ Stefan Brügger氏

決議事項354 WG5、13、15及び27のコンビーナを再指名する。

(13) ISO TPM（専門プロジェクトマネージャ）によるISO最新情報等のプレゼン

Anna Caterina Rossi博士より、今年、アブダビで開催されたISO年次総会及び専門業務用指針の変更点等について説明された。主な内容は以下のとおりである。

・SMARTプログラム

機械適用可能、機械読み取り可能、機械転送可能な規格フォーマットを開発するプログラム。レベル1は紙、レベル2はPDF、最終のレベル4は機械がコンテンツを受け取り、解釈し、使用できる段階。

・オンラインによる規格開発

以下の3段階があり、現在、段階2まで実施可能である。

- WGでの共同作成

- CD、DIS、FDISでのメンバからのコメント収集

- 内部編集

(14) 今後の活動項目

Kylie Schumacher氏より、今後行われる定期見直し、及び予定されている新業務項目等について説明があった。

- ・ ISO 7240-2:2017の定期見直し
2023年3月に投票締め切り
- ・ ISO 7240-4:2017の定期見直し
2023年3月に投票締め切り
- ・ ISO 8201:2017の定期見直し
2023年3月に投票締め切り
- ・ 新業務項目 サーマルイメージ火災感知器
WG24コンビーナがNWIPを準備する。
- ・ 新業務項目 マルチセンサ警報器
WG3コンビーナがCOを含むマルチセンサと熱センサ機能を含むよう、ISO 12239を改訂する提案書を準備する。
- ・ ISO 7240-22の定期見直し
2022年12月に投票締め切り
これまで予備段階にあったISO 7240-1 (概要及び定義) の改訂開始も今後の活動項目として上げられていた。対応する欧州規格EN 54-1 (序文) が2021年に発行されたため、この内容を取り込むことが目的の1つとなる。当規格はWG16が担当していたが解散されており、コンビーナも未定となっていた。このため、阿部が引き受ける意向を示し、SC3メンバに賛同を得た。

決議事項355 TC21/SC3は、ISO 7240-1 (火災感知及び警報システム - 第1部: 概要及び定義) の改訂を始動する。(プ

ロジェクトリーダー: 阿部 / 期間: 36ヶ月 / 開始段階: 20.20)

(15) 次回会議について

Keith Shinn氏より、毎年開催されているTC21総会を隔年にしてはどうかとの提案があった。今回、TC21総会が3年ぶりになること、また毎年の開催が継続される場合、2020年に中止された上海での会議を2023年に行うことになるが、コロナ感染防止の規制があり、状況が見通せないことなどの理由が説明された。SC3メンバから、以前はTC21総会を隔年で行っていたが、特に問題がなかったとの意見が出され、SC3として提案に賛成することとした。

2023年のSC3国際会議は、TC21総会での決定をまってから検討される。

(16) その他

Keith Shinn氏より、近年、インド、ブラジル、メキシコなどの国がISO規格を採用しており、世界人口の21%を占めるまでになっているが、これらの国はoメンバ(投票権のないオブザーバー参加)のままであることが伝えられた。pメンバ(投票権のある参加)になるよう、積極的に働きかけることが提案されたが、各国の意思の問題であるため、推奨にしかならないとの共通認識を持った。

会議の最後に決議事項は承認され、約3時間半の会議は終了した。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471（直通）

E-mail

kikenka@feii.or.jp

